

○総務省告示第 号

平成二十一年総務省告示第 号（三・九世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第二項第二号の規定に基づき、同号に規定する別に定める区域を次のように定める。

平成二十一年 月 日

総務大臣 鳩山 邦夫

一 平成二十一年総務省告示第 号第二項第二号(一)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。

周波数	区域
一、四七七MHzを超え一、四八七MHz以下	北海道総合通信局、東北総合通信局、信越総合通信局、北陸総合通信局、中国総合通信局、四国総合通信局、九州総合通信局及び沖縄総合通信事務所の管轄区域（長野県の区域を除く。）
一、四九一MHzを超え一、五〇一MHz以下	関東総合通信局、信越総合通信局、東海総合通信局及び近畿総合通信局の管轄区域（新潟県の区域を除く。）
一、五〇一MHzを超え一、五〇・九MHz以下	全国

二 平成二十一年総務省告示第

号第二項第二号(二)に掲げる期間に係る区域は、次の表の上欄に

掲げる周波数の区分に従い、同表の下欄に掲げる区域とする。

周波数	区域
一、五〇三・三五MHzを超え 一、五一〇・九MHz以下	北海道総合通信局、関東総合通信局、東海総合通信局、近畿総合通信局、中国総合通信局及び九州総合通信局の管轄区域